

女性・高齢者等新規就業支援事業について

地方創生推進交付金等による女性・高齢者等の新規就業支援事業

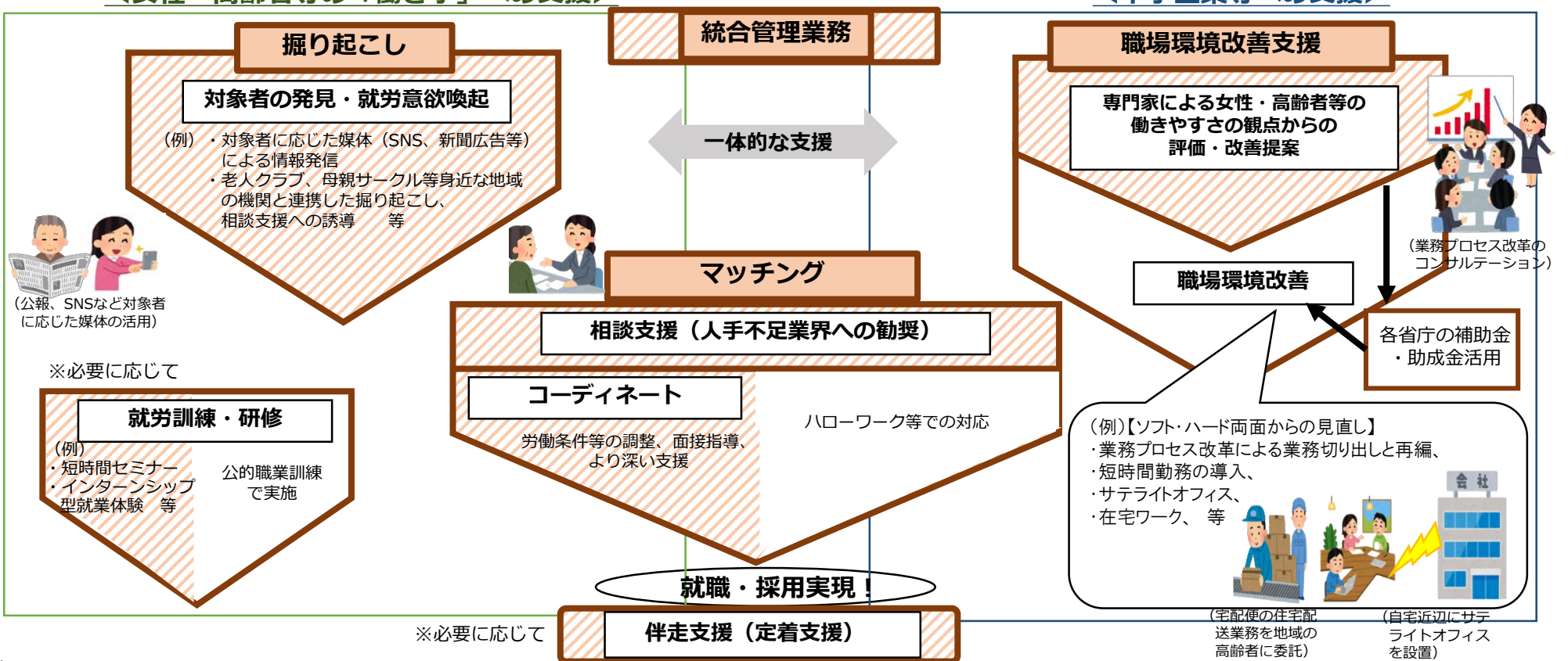
- 「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の「横1-2(1)誰もが居場所と役割を持つ地域社会の推進」に位置づけられた事業（実施主体は都道府県。2020年度は26道府県で実施。）
- 現在職に就いていない女性・高齢者等の新規就業の促進及び人手不足に直面する地域の中小企業等の人材の確保に資することを目的として、都道府県が実施する女性・高齢者等の新規就業支援のための取組を、2019年度より地方創生推進交付金で支援するもの。
- 各都道府県は、官民連携のプラットフォームを形成し、地域の実情に応じて、「掘り起こし」、「職場環境改善支援」、「マッチング」等の一連の取組をハローワークや公的職業訓練など既存の制度も最大限活用しながら、民間企業のノウハウを取り入れ、一体的かつ包括的に実施するスキームを構築。

(都道府県の事業のイメージ)

官民連携型のプラットフォーム形成

<女性・高齢者等の「働き手」への支援>

<中小企業等への支援>



※ **オレンジ色** は、今回各都道府県で実施し、国が地方創生推進交付金で支援する部分。

※地方版総合戦略等を踏まえて、都道府県において、支援対象者・支援対象企業等やマッチングの実現を目指す重点対象分野を設定。
※都道府県は、民間事業者、関係機関 (市町村、経済団体、労働局・ハローワーク等) と協働し既存の支援スキーム等も最大限活用。

2020年度 女性・高齢者等新規就業支援事業一覧

地方公共団体名	交付対象事業名	2020年度 採択額（千円）	事業開始年度
北海道	潜在人材掘り起こし推進事業	5,388	2020年度
青森県	人財活躍推進事業	20,027	2019年度
岩手県	「プチ勤務」による女性・シニアの就労支援事業	1,233	2019年度
宮城県	宮城県女性・高齢者等新規就業支援事業	12,500	2019年度
秋田県	女性の新規就業支援事業	6,139	2019年度
山形県	女性・高齢者・障がい者新規就業支援事業	13,828	2019年度
福島県	福島県高齢者就業拡大支援事業	17,441	2019年度
栃木県	とちぎ女性・高齢者等新規就業支援事業	9,071	2019年度
群馬県	ぐんま「女性・高齢者・障害者」就業支援事業	34,610	2019年度
新潟県	女性・高齢者等新規就業促進プロジェクト	8,000	2019年度
富山県	女性未就業者等活躍促進事業	9,800	2019年度
石川県	女性・高齢者潜在人材掘り起こし事業	12,500	2019年度
山梨県	シニア世代就労推進事業	717	2020年度
長野県	女性・シニア就業応援プロジェクト事業	17,907	2019年度
静岡県	高齢者新規就業支援事業	10,000	2019年度
愛知県	女性の新規就業促進事業	10,902	2019年度
滋賀県	多様な人材の就業創出プロジェクト	19,051	2019年度
京都府	京都版女性等の就業加速化総合支援・退職人材活躍支援プロジェクト事業	30,322	2019年度
大阪府	潜在求職者活躍支援プロジェクト事業	26,727	2020年度
鳥取県	シニア等新規就業促進事業	1,116	2019年度
山口県	女性・シニア新規就業促進事業	19,810	2019年度
香川県	かがわ女性・高齢者等新規就業支援事業	6,634	2019年度
福岡県	福岡県新たな職域発掘・マッチング支援事業	11,451	2020年度
長崎県	長崎県産業人材活躍プロジェクト	34,052	2020年度
熊本県	熊本県女性新規就業支援事業	10,000	2020年度
宮崎県	みやざき女性・高齢者就業促進事業	21,225	2019年度

まち・ひと・しごと創生基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

第3章 各分野の政策の推進

3. 結婚・出産・子育ての支援

(2) 女性活躍の推進

(a) 地域における女性活躍の推進

- ・女性等の新規就業を目的として、都道府県が官民連携型のプラットフォームを形成し、地域の実情に応じて、「掘り起こし」、「職場環境改善支援」、「マッチング」などの一連の取組を一体的かつ包括的に実施できるよう支援する。
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局)
- ・地域金融機関と連携し、地方で女性が活躍できる仕事の創出を推進する。その際、各都道府県が実施する女性高齢者等新規就業支援事業との連携を行う。
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局)

5. 多様な人材の活躍を推進する

(2) 誰もが活躍する地域社会の実現

(a) 新たな全世代・全員活躍型生涯活躍のまちの推進等

- ・女性・高齢者等の新規就業の促進について、付加価値の高い仕事が地方に普及する方策について調査研究するとともに、地方公共団体と新規就業の促進等に取り組む民間団体等との官民連携の協議会を立ち上げ、都道府県に設置する官民連携プラットフォームの普及促進を行う。
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局)

「新規就業支援事業」の閣議決定文書等での位置づけ②

成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画（令和2年7月17日 閣議決定）（抄）

1. 新しい働き方の定着

（2）新たに講ずべき具体的施策

x) 女性活躍の更なる拡大、ダイバーシティ経営の推進

・人生100年時代において、多様な選択ができる社会を構築するため、新規就業支援を図る「官民連携プラットフォーム」の設置・活用促進や、キャリアアップを総合的に支援するモデル開発推進、女性のニーズに寄り添って活動しているNPO等の先進的な取組への支援等を通じ、子育て中や子育てが一段落した世代の女性を含む、多様な女性の労働市場への再参入を推進する。

女性活躍加速のための重点方針2020（令和2年7月1日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）（抄）

II. あらゆる分野における女性の活躍

3. 地域における女性活躍の推進

（2）地方における女性活躍の推進

現在職に就いていない女性・高齢者等の新規就業の促進及び人手不足に直面する地域の中小企業等の人材確保に資することを目的として、都道府県が官民連携プラットフォームを形成し、地域の実情に応じて、「掘り起こし」、「職場環境改善支援」、「マッチング」等の一連の取組を一体的かつ包括的に実施できるよう支援する。

■ 本事業の特色

- ・ 明確な就労意思を持っていないが潜在的な就労意欲を持つ無業者の層を「掘り起こす」
 - ・ 受入企業側も、従前どおりの業務プロセスや働き方を改革し、短時間等で働ける業務を「切り出す」など新規就業層を受入やすい「職場環境改善」を行う
- といった取組を官民連携で推進する。

掘り起こし

- 明確な「就労意思」を持っていない層へのアプローチ
 - ➡ 求職者層を対象とする従前型の「就労支援」とは違ったアプローチ手法
(例) 就労支援以外の機会 (例：健康教室、財産セミナー) 等を契機とした周知広報
 - ➡ 女性、高齢者といった対象者 (ターゲット) の特徴を踏まえた媒体・手法で訴求
(例) 女性 = SNS、女性誌、 高齢者 = 市町村広報など

官民連携により、民間のノウハウを最大限に活用！

職場環境改善支援

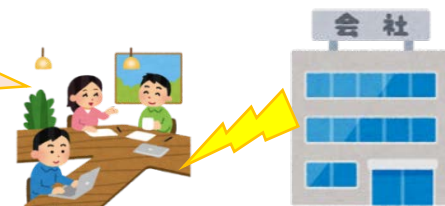
- 何らかの制約を持つ層を受け入れる
 - ➡ 従前どおりの働き方を前提とするのではなく、女性・高齢者等の新たな層を受け入れるための働き方改革・業務プロセス改革を実施
(例)

宅配便事業

➡ ラストワンマイルを分離、地域の高齢者等に。



都市部のオフィスの業務を「切り出し」、地方のコワークスペースで子育て層に。



➡ 「人手不足対策」、「社会参加促進 (全世代・全員活躍)」、「働き方改革」の同時実現！

留意点②

- 本事業の実施に当たっては、地方創生推進交付金のみならず、官民連携プラットフォームを活用しながら、あらゆる制度、事業、補助など既存のスキームを組み合わせることで、相乗効果を上げる。
- その際、市町村レベルでの取組と協働して施策効果を上げることを目指していただきたい。

ハローワーク・労働局

市町村事業

事業主（業界）団体

関係省庁の施策

その他の事業・
機関

地方創生推進交付金の活用 = 既存事業と重複しないよう組み合わせ

官民が徹底して協働しながら、既存の支援スキーム等を組み合わせることで徹底活用。地域における最適な取組効果を実現！

新規就業支援事業の要件（市町村との連携）について <イメージ>

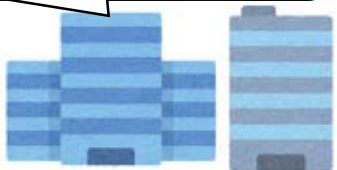
【ご留意いただきたい事項】

- 新規就業支援事業の要件で、**市町村等に対して**、プラットフォームを活用し、現在職に就いていない女性・高齢者等の新規就業に資する取組の実施を**積極的に働きかけること**等を盛り込んでいる。
- 都道府県が行う女性・高齢者等新規就業支援事業の効果を最大限高めるためにも**市町村との連携に積極的に取り組んで**いただきたい。
- 例えば、都道府県が行う事業について、市町村が周知・啓発や実施に協力する等の連携も考えられる。また、以下のイメージのように**都道府県の事業を踏まえて、市町村が独自に関連事業を行うというより積極的な連携の仕方**もあり得る。

（イメージ）都道府県が実施する新規就業支援事業と連携して市町村が行う独自の取組の例

- 女性・高齢者、障害者等の新規就業を効果的に促進するために、市町村が、
 - ・ 子育てサービス等と併せて、**コワーキングスペースを整備し、就労支援を実施。**
 - ・ 駅前の空きビルを自治体が借用して**テレワークセンター**として整備するとともに、民間事業者と連携してコワーキングスペースを整備し、就労支援を実施。
- 例えば、地域に市町村が設置したコワーキングスペースの中に、企業の支社を設置（市町村から賃借等）し、本社の総務業務等を切り出し、当該コワーキングスペース内で女性・高齢者・障害者の雇用により業務を処理。
※女性、高齢者、障害者等は、自宅から近いコワーキングスペースやテレワークセンターに通勤。

事務作業の「切り出し」
(例)
帳票の統合業務システムへの打ち込み、総務業務、宛名作業、集計作業など



企業

地方のコワーキングスペースの賃借等
(市町村所有)

県・市町村



コワーキングスペース、テレワークセンター等を整備
※地方創生拠点整備交付金の活用等も考えられる



コワーキングスペース



テレワークセンター

切り出した事務作業を借り受けたコワーキングスペースで実施

依頼事項

- 本事業の更なる普及・促進を図るため、**先進的な取組を進める地方公共団体や専門的な知見を有する民間企業が持つノウハウ等を収集・分析・整理し、各都道府県に共有すること**を目的として、今年度、民間事業者へ委託し、調査研究事業を実施しています。
- 今年度の調査研究事業**に関して、**先進的な取組を進める地方公共団体へのヒアリングや好事例の横展開に向けた事業モデルの実証を行う予定**です。調査対象となる地方公共団体におかれては、調査へのご協力をお願いします。また、年度後半には、**調査研究の成果を共有するシンポジウム等を予定**しておりますので、施策検討の参考にしてください。
- 本事業の取組状況や実施意向等を把握するため、**全都道府県を対象にアンケート調査を実施する予定**ですので、ご協力をお願いいたします。詳細は受託事業者より後日御連絡いたします。

【参考】

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月20日閣議決定）付属文書 政策パッケージ（抄）

【横断的な目標1】多様な人材の活躍を推進する

横1-2 誰もが活躍する地域社会の推進

（1）誰もが居場所と役割を持つ地域社会の実現

iv 官民連携による女性・高齢者等の新規就業の促進等

（国による支援と民間企業のノウハウの活用）

(a) 支援対象者の掘り起こし（対象者の発見、就労意欲の喚起）、女性・高齢者等の働きやすさの観点からの中小企業等の職場環境改善支援、マッチングなどの一連の取組を官民連携のプラットフォームを形成し一体的かつ包括的に実施する都道府県の事業（女性・高齢者等新規就業支援事業）を支援する。その際、SNS等を活用した無業者の掘り起こし、女性・高齢者等が働きやすい職場環境整備に向けた受入企業等の業務プロセスの見直し・切り出しなど、効果的な民間企業のノウハウの調査研究を行うとともに、その成果の横展開や活用を推進し、各地域の実情に応じた効果的な取組を実施する。

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局）

（市町村、関係省庁施策との密接な連携推進）

(c) 未実施の都道府県への更なる普及促進を図り、無業者の掘り起こし等による就業促進を図るとともに、施策の効果を一層向上させる観点から、官民連携プラットフォームの枠組を最大限活用し、コワーキングスペースやサテライトオフィスの設置など市町村や企業における関連する取組の推進を図る。

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局）

(d) 各都道府県が事業を推進する中で、関係する各省庁の補助金・助成金等の施策を活用し、効果を高める観点から、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部において各省庁と連携して各都道府県の事業と関連する情報を集約し、国から各都道府県に対して積極的な情報提供を行う。

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局）

（取組の横展開、好事例の見える化）

(e) 先進的な取組を進める地方公共団体や専門的な知見を有する民間企業（人材会社、NPO法人、ベンチャー企業等）が持つノウハウ等を収集・分析・整理し各都道府県に共有するとともに、本事業に関係する全国の官民組織が連携・交流・協議できる場を提供するなど一層の支援を行う。

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局）

「新規就業支援事業」の閣議決定文書等での位置づけ②

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月20日閣議決定） 附属文書 政策パッケージ（抄）

【基本目標1】稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

1-2 安心して働ける環境の実現

(1) 働きやすい魅力的な就業環境と担い手の確保

iii 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし

(a)就業については、現在職に就いていない女性・高齢者等の掘り起こし、企業の職場環境改善や業務プロセスの見直し支援、マッチングなどの一連の取組を官民連携プラットフォームの下で行う都道府県の女性・高齢者等新規就業支援事業を地方創生推進交付金により支援する。その際、民間企業のノウハウも活用した上で、リカレント教育や雇用関係助成金を始めとした関係省庁の施策や市町村の関連する事業等との密接な連携を図る。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局)

【基本目標3】結婚・出産・子育ての希望をかなえる

3-1 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

(3) 地域の実情に応じた取組（地域アプローチ）の推進

iii 魅力あるまちづくりに向けた取組の推進

(b)地域の潜在的な人材の活躍に資するよう、現在職に就いていない女性・高齢者等の掘り起こし、企業の職場環境改善や業務プロセスの見直し支援、マッチングなどの一連の取組を官民連携プラットフォームの下で行う都道府県の女性・高齢者等新規就業支援事業を一層促進するとともに、職住育近接に資するサテライトオフィス、コワーキングスペース等の整備など当該事業に関連した市町村等の関係機関の取組を促進する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局)

【横断的な目標1】多様な人材の活躍を推進する

横1-2 誰もが活躍する地域社会の推進

(1) 誰もが居場所と役割を持つ地域社会の実現

ii 新たな全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の展開—誰もが活躍するコミュニティづくりの観点からの見直し・強化

(制度の縦割りを超えた「ごちゃまぜ」コミュニティづくりの推進等)

(b)誰もが能力を活かしてコミュニティの中で活躍できる新しい働き方を推進するため、新たな活躍推進型の就業支援モデルの確立と普及を図る。その際、都市部の企業等の業務プロセスの見直しやICTの活用等により、地方のサテライトオフィス等で都市部の企業の業務を受託するなど付加価値の高い仕事を増やす方策を、女性・高齢者等新規就業支援事業における官民連携プラットフォーム等を活用することなどにより推進する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局)

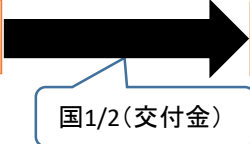
事業スキーム ～官民連携型「女性・高齢者等お仕事」プラットフォーム～

- 都道府県は、現在職に就いていない女性・高齢者等の新規就業者の掘り起こしに向けて、「働き手」への支援、これらの者を受け入れる中小企業等への支援を一体的、包括的に実施する体制を構築。
- 都道府県、企業グループ（コンソーシアム）、関係機関等からなる官民連携型「女性・高齢者等お仕事」プラットフォームを構成。地域の実情に応じ、必要な機能を企業等から調達。

官民連携型「女性・高齢者等お仕事」プラットフォーム

関係各府省の支援スキームを最適に統合・活用！

国



都道府県
(複数の都道府県でも可)

※地域の実情に応じた調達方法
(公募プロポーザルで企業グループへ一括委託、取組ごとに個別に委託等。)

※官民が徹底して協働することにより、既存の支援スキーム等も最大限活用するなどして、地域において最適な取組効果を実現！

企業グループ
(コンソーシアム)

＜全体統括＞
人材会社、シンクタンク等

(例)・事業全体の総括、進捗・成果管理
・都道府県、関係機関との窓口 等

■ : 働き手への支援
■ : 中小企業等への支援

＜女性・高齢者等の掘り起こし(1)＞
広告代理店、SNSが得意なベンチャー等

(例)・ネット、SNS、TVCM等を活用した情報発信
・カフェ形式での少人数セミナー開催 等

＜女性・高齢者等の掘り起こし(2)＞
町内会、老人クラブ、商店街、母親サークル等

(例)・相談・カウンセリング等の取組等の周知、誘導
・相談・カウンセリング等の出張窓口機能(地域に根ざした主体との連携) 等

＜相談・カウンセリング、伴走支援＞
人材会社、NPO法人等

(例)・相談員による相談・カウンセリング(出張・窓口)
・人材不足分野での就業に関する情報提供
・求人情報の提供(マッチングシステムの活用等)
・関係機関の施策への誘導
・面接対策等の指導・合同面接会等の開催
・職業紹介・就職後の定着支援 等

＜訓練・研修＞
専門学校、大学、業界団体等

(例)・公的職業訓練の枠組みにとらわれない柔軟な人材育成メニューの提供(短時間セミナー、地域の企業でのインターンシップ型の就業体験等の提供) 等

＜受入企業への職場環境改善支援＞
コンサル会社、社労士、地域金融機関、事業主団体等

(例)・女性・高齢者等の人材受け入れに向けた職場環境改善提案(相談員による相談・カウンセリング(出張・窓口))
・職場環境改善や雇い入れに係る補助金、助成金等の情報提供、申請支援
・人材採用後の定着に向けたアドバイス 等



関係機関

経済団体

・会員企業への協力呼びかけ
・取組の周知・啓発 等

市町村

・取組の周知・啓発
・出張相談等への協力 等

労働局・ハローワーク

・取組の周知・啓発
・公的職業訓練の提供
・職業紹介
・事業主向けの雇用関係助成金の提供 等

関係省庁

・取組の周知・啓発
・補助金等の提供

事業主(業界)団体

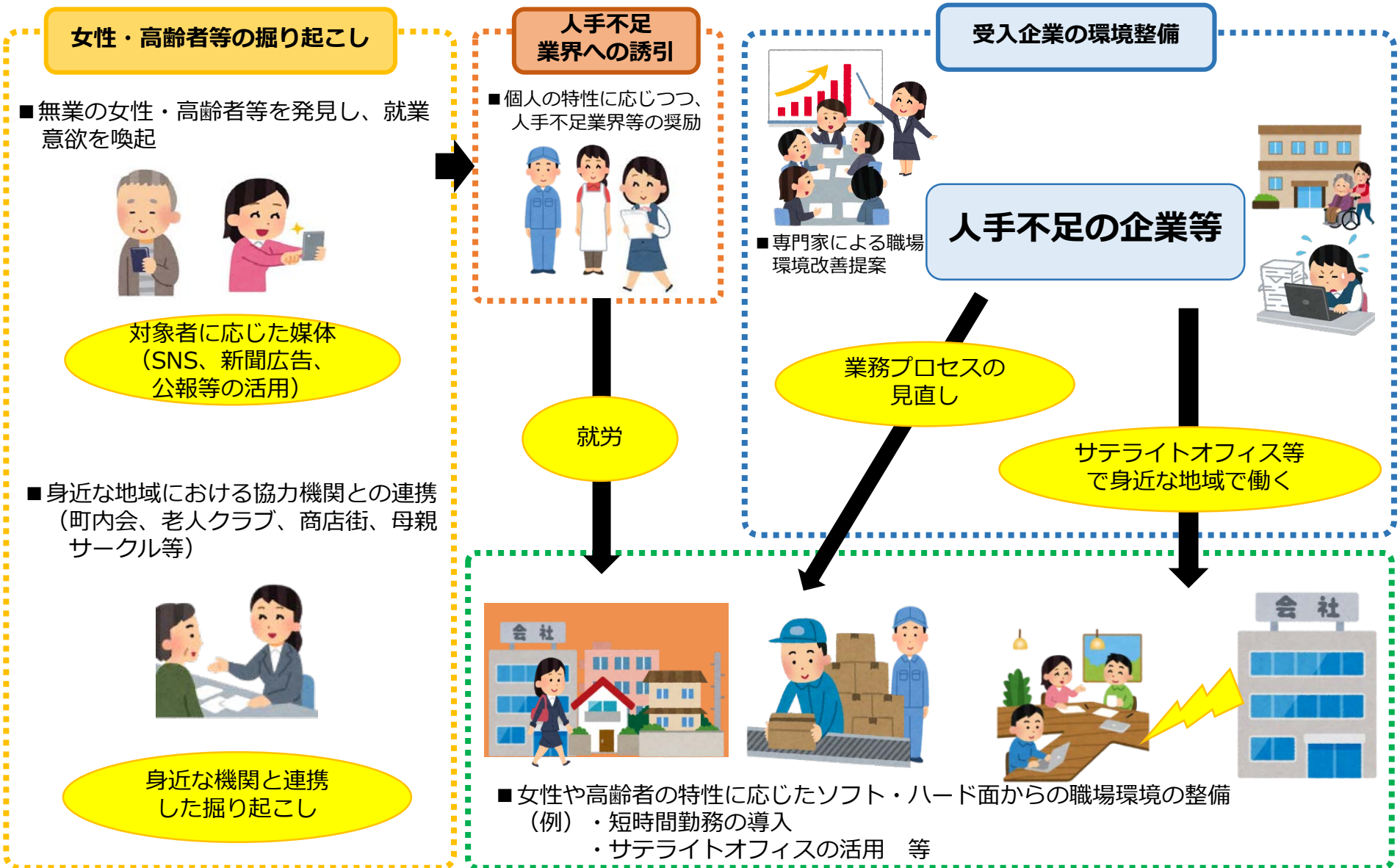
・取組の周知・啓発 等

その他の機関

※すべて新規で実施するほか、既存の取組で足らざる部分を新たに実施し全体をパッケージ化することも可。
※地方版総合戦略等を踏まえて、都道府県において、支援対象者・支援対象企業等やマッチングの実現を目指す重点対象分野を設定。

女性・高齢者等新規就業推進プロセスの一例

■ハローワーク・公的職業訓練や企業への助成等の既存の支援スキームの徹底活用を前提としつつ、「無業者の掘り起こし」「就労意欲の喚起」「人手不足業界への誘引」等について、民間のノウハウも最大限に活用した取組を組み込み、官民一体で最大限の効果上げる。



■ 制度・補助金のパンフレット・ガイドライン等

『2020年度 中小企業施策利用ガイドブック』

- 概要：両立支援等助成金や働き方・休み方改善コンサルタント制度などの雇用人材支援を含む中小企業が利用可能な施策をまとめたもの。
- URL：https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/2020/200324gbookall.pdf

『令和2年度雇用・労働分野の助成金のご案内』

- 概要：雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援に向けた取組などに活用できる雇用・労働分野の助成金を紹介するもの。
- URL（簡略版）<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000613151.pdf>
（詳細版）<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000617476.pdf>

『建設事業主等に対する助成金（旧建設労働者確保育成助成金）のご案内 令和2年度版』

- 概要：建設労働者の雇用の改善、技能の向上をめざす建設事業主や建設事業主団体を支援するための助成金をまとめたもの。
- URL（建設事業主向け）<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000625542.pdf>
（団体・訓練法人向け）<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000625544.pdf>

『働き方改革支援ハンドブック』

- 概要：中小企業向けに働き方改革関連法の内容や業務効率化のために活用可能な補助金等をまとめたもの。
- URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/000597514.pdf>

■ 情報通信技術やテレワークの活用のための支援・ガイドライン等

『地域情報化アドバイザー派遣制度』

- 概要：地域が抱える様々な課題を解決するため、ICTを利活用した取組を検討する地方公共団体等からの求めに応じ、ICTの知見を有する「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICTの利活用に関する助言等を行う制度。
- URL：https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/manager.html

『情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン』

- 概要：テレワークを導入するに当たっての労務管理のポイントや労働基準関係法令の適用、長時間労働対策等について解説したもの。
- URL（簡易版）<https://www.mhlw.go.jp/content/000545706.pdf>
（詳細版）<https://www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdf>

『自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン』

- 概要：自営型テレワーカーに仕事を注文する者や仲介事業者向けの、関係者が守るべき事項を整理したもの。
- URL：<https://homeworkers.mhlw.go.jp/files/guideline.pdf>

■多様な働き方・生産性向上等のためのガイドライン等

『「短時間正社員制度」導入・運用支援マニュアル』

○概要：企業における短時間社員制度の導入・活用に当たっての課題を整理し、短時間正社員制度を導入の手順や導入後の運用改善に関する実践的な情報提供するためのもの。

○URL：https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/navi/download/pdf/sogo_manual

『介護分野における生産性の向上について』

○概要：介護業務を分類して間接業務をアウトソースする手法やロボットの活用方法など、介護サービスの質を維持・向上させつつ介護現場の職場環境をより働きやすく変えていくための手法をまとめたもの。

○URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00013.html

■事例集等

『働き方改革事例集』

○概要：製造業・建設業・運輸業など分野ごとに中小企業の働き方改革の取組事例をまとめたもの。

○URL（トップページ）<https://www.gov-online.go.jp/cam/hatarakikata/>（製造業）<https://www.gov-online.go.jp/cam/hatarakikata/seizou/>（建設業）<https://www.gov-online.go.jp/cam/hatarakikata/kensetsu/>（運輸業）<https://www.gov-online.go.jp/cam/hatarakikata/unyu/>

『令和元年度「新・ダイバーシティ経営企業100選」100選プライム／新・100選 ベストプラクティス集』

○概要：女性、高齢者、外国人、障害者等の多様な人材の能力を活かし、価値創造につなげている企業を表彰する「新・ダイバーシティ経営企業100選」に選定された企業の取組等を紹介するもの。

○URL：https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/pdf/H30_diversity_bestpractice.pdf

『民間人材サービス事業者等による女性の復職促進 マッチングのポイントと成功事例』

○概要：民間人材サービス事業者向けに、人材を求める企業と復職を希望する女性のマッチングを成功させるポイントと事例を紹介するもの。

○URL：<https://www.murc.jp/sp/1801/fukushoku-ouen/tab03/houkoku02.pdf>

『建設産業女性活躍応援サイト ～建設産業で働く女性がカッコイイ～ 建設現場へGO！（建設産業のJobポータル）』

○概要：建設産業における女性の入職及び定着の促進を図るための取組をまとめた「建設産業女性活躍ケースブック」や、女性活躍に取り組もうとする建設企業向けのセミナー等の情報を公開しているサイト。

○URL：http://genba-go.jp/content_category/know/woman/

『トラガール促進プロジェクト』

○概要：トラックドライバーとして活躍している女性の事例や女性の採用に向けた工夫を行っている企業等を紹介するなど、経営者や荷主に新しい視点を提供し、業界のイメージ改革を図るための取組をまとめたもの。

○URL：<http://www.mlit.go.jp/jidosha/tragirl/about.html>

◎新規就業支援事業の要件（成果の把握）について

【ご留意いただきたい事項】

<①新規就業の要件>

- ・ 企業等に雇用される形での就業とそうでない就業（例えば、シルバー人材センターに会員登録した上で就業する等）の両方を含む概念である。
- ・ 就業について、例えば、正社員でなければならない等の限定を一律に設けることはしない。（例えば、子育て中でフルタイムの仕事は難しいが、短時間であれば仕事にチャレンジしてみたい、雇用型ではなく柔軟な働き方ができる形態での就業にチャレンジしてみたい等のニーズが想定され、それらの者が労働市場に参画することは、地域の中小企業等の人材不足の解消にも寄与すると考えられるため。）

<②成果の把握の範囲>

- ・ 官民連携プラットフォーム全体として実現した件数をカウントする。例えば、都道府県の事業により実施する掘り起こしに関する取組・支援により就業に興味を持った者を、ハローワーク、シルバー人材センター、民間職業紹介事業所などの関係機関につなぎ、その後、新規就業に至ったことが確認できた場合も、成果としてカウントする。

<③成果の把握の仕方>

- ・ 具体的な把握の仕方は、各都道府県の取組や、官民連携プラットフォームのあり方により様々に考えられるので、地域の実情に応じて適切に把握できるように体制を整えていただきたい。
- ・ 例えば、掘り起こし、マッチング支援、訓練・研修等の支援を受けた者について、連絡先を把握し適切に管理した上で、後日電話、アンケート、相談窓口における対面の聞き取り等の方法により、就業に至ったかどうかを確認すること等が考えられる。

（詳しくは、「2019年度地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）に関するQ&A（平成30年12月21日）」のP32、33をご確認ください。）

※ご参考（「2019年度における地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）の取扱いについて（平成30年12月21日）」別添1-3「新規就業支援事業について」（抄））

2. 新規就業支援事業に係る要件等（抄）

新規就業支援の取組効果を上げるため、官民が徹底して協働することにより既存の支援スキーム等も最大限活用できる体制の構築が必要であることから、本事業においては、都道府県、事業実施に関わる民間事業主体、地域の関係機関からなる「官民連携型「女性・高齢者等お仕事」プラットフォーム」の形成を要件とする。

地域の関係機関については、市町村、経済団体、業界団体、都道府県労働局・ハローワーク等が想定されるが、地域の実情に応じて都道府県が選定することとする。

また、市町村、関係団体等に対しては、本プラットフォームを活用し、各地域において、現在職に就いていない女性・高齢者等の新規就業に資する取組の実施を積極的に働きかけ、市町村、関係団体等や地域の企業の本事業に関連する取組についての情報を積極的に収集するとともに、緊密な連携を図ることとする。

その他、以下の（1）から（5）までの要件等を満たすことを要件とする。

（4）本事業の成果の把握

- ・ 本事業により新規就業が実現した者の件数（以下、「新規就業者数」という。）を把握することを要件とする。
- ・ 新規就業者数については、本事業により、「官民連携型「女性・高齢者等お仕事」プラットフォーム」全体として実現した件数をカウントできるように、必要な措置を講じることとする。
- ・ なお、新規就業者数のカウントにおいては、結果として2.（1）③の重点対象とする分野の中小企業等以外の企業等での就業となった場合も含めることとして差し支えない。